

サービス産業動態統計調査 調査の概要

1 調査の目的

サービス産業の事業活動の動態を把握し、GDPの四半期別速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的としています。

2 調査の沿革

一国経済に占めるサービス分野の重要度が増す中、サービス産業の生産活動の実態は、経済センサスや経済構造実態調査による産業横断的な構造統計により毎年詳細に把握されることとなりましたが、月次の基幹統計調査は存在していませんでした。

サービス産業を対象とした月次の基幹統計の整備は、これまで累次にわたる「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）においても重要課題の一つとされており、第IV期基本計画（令和5年3月閣議決定）では、「事業活動が多岐にわたり、その変化も激しいサービス産業の実情を踏まえ、その動向を継続的かつ適切に把握するための調査手法を確立するとの観点に立って、サービス産業を対象とした月次の基幹統計の整備に向けた検討に着手する」ことが求められていました。

これを踏まえ、総務省及び経済産業省は、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにするための新たな月次の基幹統計（サービス産業動態統計）を作成するため、既存の一般統計調査であるサービス産業動向調査と特定サービス産業動態統計調査（経済産業省所管）を統合し、総務省の単管によるサービス産業動態統計調査（基幹統計調査）を創設・実施することとしたものです。

3 調査の根拠法令

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施しています。

4 調査の対象

調査は、次に掲げる産業に属する企業等^{*1}又は事業所を対象に行っています。

なお、中分類ごとに設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に属する事業所を除きます。

^{*1}「企業」とは、事業活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所を言います。
「企業等」とは、事業活動を行う法人（外国の会社を除く。）のほか、個人経営の事業所及び企業並びに国・地方公共団体が運営する公営企業等を一部含めたものを言います。

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）

大分類	中分類	備考
G 情報通信業	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業	
H 運輸業，郵便業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む）	
K 不動産業，物品賃貸業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業	
L 学術研究，専門・技術サービス業	72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）	○ 中分類「71 学術・開発研究機関」、細分類「7282 純粋持株会社」を除く
M 宿泊業，飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
N 生活関連サービス業，娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業	○ 小分類「792 家事サービス業」を除く
O 教育，学習支援業	82 その他の教育，学習支援業	○ 中分類「81 学校教育」を除く
P 医療，福祉	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業	○ 小分類「841 保健所」、「851 社会保険事業団体」及び「852 福祉事務所」を除く
R サービス業（他に分類されないもの）	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業	○ 中分類「93 政治・経済・文化団体」，「94 宗教」，「96 外国公務」を除く

5 抽出方法

(1) 企業等（全数調査）

次のア又はイに該当する企業等を悉皆層とし、全数調査します。

悉皆層については、交替を行わず継続的に調査します。

ア 調査対象産業のうち、以下の産業を主産業とする企業等

小分類 371－固定電気通信業

小分類 372－移動電気通信業

小分類 381－公共放送業（有線放送業を除く）

中分類 42－鉄道業

中分類 46－航空運輸業

中分類 49－郵便業（信書便事業を含む）

イ 資本金・出資金・基金が1億円以上の会社企業であって、ア以外の企業等

(2) 事業所（全数調査又は標本調査）

上記(1)ア又はイの企業等に該当しない事業所に対して、産業、事業従事者規模別層化抽出により標本抽出しています。

また、統計の精度を確保する上で必要な層（約5,000事業所）は標本交替時に交替は行わず継続的に調査します。

(3) 調査対象数

約13,000企業等及び約25,000事業所を調査します。

6 調査事項

主な調査事項は、売上（収入）金額（企業等については事業活動別の売上（収入）金額）と従業者数の2項目です。

なお、調査開始1か月目は、「1か月目用調査票」により前月の売上（収入）金額と従業者数についても調査します。

区分	調査事項	1か月目用 調査票	調査票
企業等調査	名称、所在地及び法人番号	○	○
	消費税の税込み記入・税抜き記入の別	○	○
	事業活動別売上（収入）金額〔前月〕	○	—
	事業活動別売上（収入）金額〔当月〕	○	○
	従業者数〔前月〕	○	—
	従業者数〔当月〕	○	○
事業所調査	名称、所在地及び法人番号	○	○
	消費税の税込み記入・税抜き記入の別	○	○
	売上（収入）金額〔前月〕	○	—
	売上（収入）金額〔当月〕	○	○
	事業所の主な事業活動の種類	○	—
	従業者数〔前月〕	○	—
	従業者数〔当月〕	○	○

7 調査の時期

＜調査周期＞ 毎月

＜調査期日＞ 毎月末現在

※ただし、事業活動別売上（収入）金額及び売上（収入）金額は月初めから月末までの1か月間、従業者数については月末に最も近い営業日によって行います。

＜提出期日＞ 調査実施月の翌月15日

8 調査の方法

調査は、事業者へ委託し、実施します。以下の方法でご回答ください。

- ・インターネット回答
- ・郵送回答

（調査票が未回収の場合については、調査員が直接訪問し、回収を行うことがあります。）

9 調査の実施機関

本調査の実施については、以下の事業者に委託しています。

- ・「サービス産業動態統計調査実施事務局」
株式会社インテージリサーチ、株式会社サーベイリサーチセンター
- ・独立行政法人統計センター

10 結果の公表

提出された調査票は、独立行政法人統計センターにおいて集計されます。

調査の結果は、原則、調査月の翌々月下旬までに速報、5 か月後の下旬までに確報として公表します。

(2025 年 3 月 26 日更新)